

令和2年2月5日

保護者の皆様

糸魚川市立南能生小学校

校長 金子 浩子

新型コロナウイルスに係る体制等について（お願い）

日頃から、当校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、報道等でもご存じかと思いますが、新型コロナウイルスが中国を中心に猛威を振るっています。日本国内でも感染者が20名に達するなど、状況は刻々と変化しています。

これらのことについて、当校を含めて糸魚川市では下記の体制を取ります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染症の分類

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に基づき、保健安全法施行規則に定める「第一種感染症」とみなされ、校長は、当該感染症に児童生徒等が患った場合は「治癒するまで出席を停止させること」こととする。

※学校保健安全法施行規則第18条、19条により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められている。

2 新型コロナウイルス感染症発生時の連絡体制

- ① 新型コロナウイルス感染症患者が1例でも発生した場合は、学校が速やかに糸魚川市教育委員会へ報告します。
- ② 糸魚川市教育委員会は、上越教育事務所と保健所（糸魚川地域振興局）へ報告します。

3 保護者の皆様へのお願い

- ① 児童やその家族に患者が発生した場合は、休日であっても直ちに学校または学級担任へ連絡してください。糸魚川市教育委員会の指示に従って措置を取ります。
- ② 現在の校内での対応は通常どおり（マスクは任意で着用、給食は班で会食、うがい・手洗い・換気の励行）とします。
- ③ 今後、県から新たに通知が發送された場合、対応を変更することがあります。
- ④ ご不明の点がありましたら、当校教頭または養護教諭までお問い合わせください。

【担当】

糸魚川市立南能生小学校

教 頭 大瀬 孝志

養護教諭 滝澤 英子

TEL 025-568-2011